

「経営者保証に関するガイドライン研究会」（第2回）議事要旨

1. 日 時：平成 25 年 10 月 10 日（木）13 時 ～ 14 時 55 分

2. 場 所：全国銀行協会（銀行会館） 5 階 講堂

3. 出席者：小林委員（座長）、内池委員、大西委員、奥川委員、菊池委員、須賀委員、竹之内委員、田村委員、中井委員、中村（慈美）委員、中村（廉平）委員、友定委員、丸山委員、藤原委員、山田委員、和南城委員、新井代理（片岡委員）、飯倉代理（中村（高広）委員）、苧野代理（関戸委員）、関口代理（松山委員）、新名代理（佐藤委員）、高垣代理（本井委員）

4. 議 題：

○ 経営者保証に関するガイドラインについて

5. 議事内容：

事務局から、経営者保証に関するガイドラインの目的等、経営者保証の契約時の対応および保証債務の履行時の対応についての考え方を説明し、それについて自由討議が行われた。自由討議の概要は以下のとおり。

【総則的意見】

（委員）

「中小企業等における個人保証の在り方研究会報告書」を具体化する必要はあるものの、実務の柔軟性を縛ってしまうようなものだと、かえってワークしないので、その両方のバランスをとる必要がある。

（座長）

ガイドラインとは別に Q & A を準備してガイドラインの内容を補完する予定としている。

【ガイドラインの対象】

（委員）

このガイドラインの対象については、主たる債務と保証債務を同時に私的整理手続で対応するという場面だけでなく、主たる債務について法的倒産手続がとられたときにも、このガイドラインの適用があるということがわかるように明

示していただきたい。

(座長)

コンセプト的には、主たる債務については法的整理で行い、保証債務については私的整理手続による場合も本ガイドラインの対象に含まれており、主たる債務について私的整理で行う場合と法的整理で行う場合とで、個人保証の在り方や整理の仕方について差はないものと理解している。その趣旨を分かりやすくガイドラインに記載する方向で検討する。

【保証人の範囲】

(委員)

経営者以外の保証人の範囲として「事業承継予定者が保証人となる場合」があるが、その場合の要件として「経営者の健康上の理由のため」としている理由を教えていただきたい。

(オブザーバー)

本記載は金融機関向けの監督指針から引用しているが、監督指針は信用保証協会向けに出した通達がもとになっているので中小企業庁から回答する。

後継者が経営に関与した時点で、当該後継者は第三者ではなく経営者の位置づけとなるため、経営者本人の保証と同等に取り扱うが、後継者が未だ第三者的な立場にあったとしても、経営者本人に健康上の理由がある場合には、念のため、次の後継者を指名して、その方を第三者保証人にするということはあるだろうという趣旨である。それ以外の場合、経営に関与していない事業承継予定者の保証は原則取らないという考え方である。

【経営者保証を求めない融資の一層の促進】

(委員)

対象債権者が個人保証を求めない可能性等を検討するに当たっての要件に「経営者等から十分な物的担保の提供がある場合」を含めた場合、例えば、経営者等が十分な物的担保の提供が行えない場合の扱いが不明なため、当該要件はガイドラインに規定せず、金融機関が実態を踏まえながら判断すればよいのではないか。

(オブザーバー)

「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」においては、「個人保証を求めない融資の一層の促進」において、貸し手が個人保証を求めない可能

性等を検討するに当たって、委員指摘の点を含め5つの要件を記載しているが、これらの要件は、当該研究会における十分な検討を踏まえ、現場が柔軟性を持って個々の個別案件で対応できるように、貸し手が総合的な判断を行う際に勘案する考慮要素として示されているものである。

【保証契約時の対応】

(委員)

経営者保証の契約時の対応として、保証の請求履行額は、基準日を決めて、「基準日以降に発生する収入には及ばない」とした場合、例えば、私的整理手続において、基準日以降の収入をもって返済されたい経営者の方もいると思われるため、最初の契約の時点で絞りこむ必要はないのではないか。

(座長)

これまで、個人保証の私的整理局面において、将来の収入がある場合に、法的手続よりも多くの弁済をするべきだというような方向性の議論は行われていなかったと思う。

(事務局)

主たる債務が債務整理手続に入っている局面においては、現実の問題として、保証人の収入からの弁済額が清算時の弁済額を上回るケースが現実にとりだけあり得るのかについては、基本的にインセンティブを除く資産を処分していただくことによって、ほとんど実態面では変わらないのではないか、という考えである。

(委員)

基本的に、保証債務の履行請求において、債権者の保証人に対する権利がどこまで及ぶかであるが、基準日における、保証人が所有する財産を限度とするのが基本だと思う。原則的な取扱いはガイドラインに明記すべきだと思う。

(委員)

基準日としては、例えば期限の利益を喪失した日が想定されるが、期限の利益喪失日というのは客観事由ではなくて、債権者が主たる債務者の意向も踏まえた上で、喪失日を先延ばしにするということもある。一方で、保証人を含めて債務者はデフォルトに備えて詐害的な資産隠し等を行うという場合もあるので、それぞれが適切な考え方で対応することが必要であると考えている。この点については、Q&Aを含めて、何らかの形で注意を促すことを検討していただきたい。

(委員)

適切な保証金額の設定に当たっては、保証人の資力に関する情報を誠実に開示してもらうのは当然であるが、その前提として、融資額、主たる債務の信用状況と並んで「保証人の資産及び収入の状況」を勘案すべきことを示す必要があるのではないか。そこで、融資額等と並んで「保証人の資産及び収入の状況」を考慮要素として追加した方が良いと考える。

【保証人に残す資産の範囲の考え方】

(委員)

保証人に残すべき資産として、どこまでが拡張自由財産で、どこからインセンティブとなるのかについては、実務的にはきっちり分けるのは難しいと感じるので、具体的にはQ&Aで考え方を整理できればと考える。

(座長)

これまでの議論でも、何を残せるのかという問題については、破産法上の自由財産の拡張ということになると、拡張そのものが個別性のある議論であるので、これを一般化できるのか、さらには、インセンティブとして残し得る資産との区別ができるのかという、問題提起はあった。一方で、ある程度のものを例示としてでも示さないと、実務的にも先に進まない可能性もあるのでQ&Aで、ある程度具体的な考え方を示すべきではないかという意見が多かったと思う。

(委員)

拡張自由財産のほかに、インセンティブを付与するというのを分けて記載するのは、受け入れやすく重要なことであるが、一方で、まだ税については解決していないと思うので、一刻も早くガイドラインを活用できるよう、早期の事業再生に着手するのだからインセンティブを付与します、その具体的なものとしては自由財産の拡張の中で考慮しますという、考え方、説明の仕方をすれば、拡張自由財産の中で処理ができるのではないか。つまり、拡張自由財産とインセンティブはイコールであるという捉え方はできないかということである。

(座長)

インセンティブとして残す場合の税務上の問題点はまだ解決していないと思うので、そういうことを踏まえて、現実的な解決策をお示しいただいたと思うが、自由財産の拡張の考えに、主たる債務者の早期事業再生のインセンティブという要素が、そもそもの考え方に入っていないと思う。

自由財産が拡張され得るのは破産法でも認められ、それを超えるインセンティブを与えることが画期的な考え方だという意見もあるので、なお引き続き議論していきたい。

(委員)

再生計画書の中にいろいろ折り込んでいかなければいけない形になるが、拡張自由財産とインセンティブと分けて算定できるのかということも気になる。

(委員)

在り方研究会の報告書には、早期の事業再生を促すという意味合いの部分と、それが経営者に行動を促進させるということを理解ができるという意味として、「華美でない自宅」ということが代表的に記載されている。このようなインセンティブ要素の部分を含ませた形で拡張自由財産という言い方をすると、人によっては、これまでの拡張自由財産の範囲でしかみない人もいないか考えるので、拡張自由財産と別な概念が1つ必要ではないか考える。

(委員)

法的に破産手続をとれば、自由財産が残り、かつ管財人の確認を得た上で拡張自由財産が残る。これは法的倒産手続、まさに破産手続をとったときに確保される財産であるが、今般、早期事業再生、早期倒産手続をとることによって活性化を図るという政策目的を達成するために、それを促すためのインセンティブを与えるということについて積極的なメッセージで出すべきではないか。法的に破産手続をとったときに得られるであろう自由財産プラス拡張自由財産のみ、もしくは拡張自由財産の中で解釈するというのは不適切ではないか。今回のガイドラインをつくる基本的な考え方に立てば、やはり法的手続とは違うプラスアルファがあることを明示的に示すことが必要不可欠ではないか考える。

【支援専門家等の第三者の斡旋によるスキームの取扱い】

(委員)

私的整理手続として、特定調停制度等を利用したものとは別に、支援専門家等の第三者の斡旋によるスキームを妨げないということになっているが、例えば「債権者は当社だけだから、再建計画に合意してください」と言われても、合意は難しく、結果的には特定調停制度等を利用してくださいとお願いすることになるのではないかと考える。後者の取扱いを含めることとした理由を教えてください。

(事務局)

特定調停制度等を利用した私的整理手続で処理できれば問題ないものの、必ずしもそういうプロセスをとらずに、このガイドラインの考え方に沿って、関係当事者が債務整理について合意できたものについて、無税償却できるのであれば、この方法を否定するものではないという趣旨である。

(委員)

このガイドラインが策定されれば、公表され、いろいろな方がご覧になって、窓口に来られるが、例えば、債権者として、その方が支援専門家としての適格性があるかどうかとか、第三者であるかどうかとか、中立性とか、利害関係性とかを判断して、ガイドラインで言うところの透明性とか、公正衡平とかを担保できるのか疑問である。

(座長)

基本は特定調停制度等を利用した私的整理手続になると思うが、支援専門家等の第三者の斡旋による私的整理のケースもあり、当該ケースにおいて当事者間で合意ができたにもかかわらず、関連規定が整備されていなかったが故に、このガイドラインの適用外となって、保証債務を整理できずにやむを得ず法的処理に移行するという事態は避けるべきではないか。しっかりとした支援専門家等がついた公平な形での私的整理手続で、個人保証についての整理をする余地を全く排除すると、間口が相当狭まってしまうことが懸念される。

(委員)

窓口に来た支援専門家等が適格でないということを説明することは、現場ではなかなか難しく、かえってトラブルを惹起することになるので、ここは特定調停制度等の準則型私的整理手続に限る方向で議論していただきたい。

(委員)

一番根本を確認しておきたい。

このガイドラインをつくる目的、そして目指すものは何かというと、広く普及して、みんなが使っていく、広がっていくというのが一番大切だと思っている。そうであれば、債務者、保証人側だけではなくて、債権者も安心して使えるものにしないと意味がないと考える。

そこをベースにすれば、保証協会の実務も考慮する必要があるし、保証協会の代位弁済後は債権を代位取得するため、債務者に対して相対で債権放棄するのと一緒にあるので、この場合も税務上寄附にはならないのかといった確認も必

要だと思う。

さらには、今後、仮に再生支援協議会で経営者の保証債務の整理も行うとした場合、全く新しい業務を始めることになるため、時間がかかることから、まずは特定調停で対応してもらった方が広がるし、安心して任せることができるのではないかと考える。

(委員)

特定調停だけだと、むしろ裁判所の現場がもたない可能性もないとは言えない。加えて、特定調停は1か月に1回、期日設定して話を聞くという場合もないとは言えない。現状でも多重債務者対策としての特定調停が活用されているが、相当程度利用され、余裕もない運用状況ではないかなというのが推測される。したがって、弁護士や公認会計士、税理士といった資格を有している方であれば、不適切な行為を行った場合には懲戒を含む処分を受けるので、保証協会の懸念も払拭できるのではないかと考える。加えて、認定支援機関が関与するのであれば、やはり相応の信頼性があるし、不適切な行為が行われれば、恐らくは認定されなくなるだろうと思われるので、そういった方々の活用というのもあっても良いのではないかと考える。

(座長)

特定調停制度に限定することで実務的なやりにくさが出てこないか。例えば主たる債務者のかかわっている弁護士が私的整理として個人の保証人の債務整理も行うという場合も想定されるわけで、その場合も同時に処理できなくて、一回全部、特定調停に行かなくてはいけないということになると、実務的にやりにくさがでてくるのではないかと、特定調停しかできないと言ってしまうといいのかというのは疑義が残る。

(委員)

繰り返しになるが、このガイドラインを策定する意味、そして、どれだけ普及するのかというのがすごく重要で、そういう観点から言うと、中小企業への融資に当たっては保証協会付融資が大半を占めるので、保証協会の実務をきちんと考え、すぐ普及し、使えるものにしないと意味がないということを念頭に置いて、検討を進めて行く必要があるのではないかと考える。

(委員)

ご指摘のとおり、保証債務の履行時のところは、保証協会は大いに関与する。そういう観点から、繰り返しにはなるが、整理手続は透明性・公平性を確保で

きるものに限定していただく必要があるのではないかと考える。

(委員)

保証協会の懸念も理解できるが、支援専門家等の第三者の斡旋による整理手続を用いた場合にも適用がある旨、前向きに検討していただきたいと考える。この手続による場合には、全ての対象債権者との合意が必要なわけであるから、この合意をする過程で、その手続の適正さについては十分に対象債権者において検討、チェックができると思われる。税務上の問題が解決したときに税務上のメリットも受けられないというのは、好ましくないと考えるので、ガイドラインでもこのことを明らかにする方向でぜひ検討を進めていただきたい。

(オブザーバー)

先ほどからの議論にあるとおり、ガイドラインは使われやすいものになるべきであるが、一方で適用範囲を限定して、その限定された範囲においてのみ使われやすいというのでは、このガイドラインの本来の趣旨に反するのではないかと考えている。あらゆる局面において使われやすいガイドラインを目指してワーキンググループで更に議論を深めていただくようお願いしたい。

【ガイドラインとQ&Aとの振分け等】

(委員)

使われるものにするためには、中小企業の経営者は金融実務に慣れていないので、このガイドラインができるとうなるのかということが概念的にまずわかるということが重要なことだと思っている。中小企業の経営者への説明・周知についてもご配慮いただきたい。

(座長)

ガイドラインは使われないと意味がないということもあるため、内容もさることながら、分かりやすさも考慮して、いろいろな表現ぶり、あるいはQ&Aについても検討していきたい。

(委員)

保証人への残存資産を残すためのプロセスについて、ガイドラインに置くか、あるいはQ&Aに置くかであるが、現状、自由財産を拡張するに当たっては、裁判所の破産再生部の運用、あるいは東日本大震災にかかわる個人版私的整理ガイドラインの運用を考えると、中立機関がしっかりと債務者からの説明を聴

取して、その必要性というものを判断されていると思う。したがって、これをガイドライン上に明示されず、Q & Aにのみ記載するとなると、保証人はQ & Aを全く見ず、このガイドラインだけ見ると、自宅はいいのだみたいな誤解が生じやすいのではないかと懸念する。このガイドラインに明示することによって、残存資産に残す必要性というものを債権者に述べる必要があるということをも明確に打出すことができ、誤解などがされないものとする。

(事務局)

Q & Aもこれから構成していくので、全体のバランスも含めて検討していきたい。

(委員)

ガイドラインとQ & Aの振分けは大変難しい問題であるが、ガイドライン本文にあるということと、Q & Aで説明されているということの質的な違いはあるかと思うので、書ける範囲で本文に入れるのが好ましいと考えるので、引き続き検討をお願いしたい。

【その他】

(委員)

ガイドラインや今後検討されるQ & Aをベースに金融機関の実務をどうするかということを検討することとなる。また、保証に係る契約書の見直しも必要となってくるとともに、例えば事業承継を予定されているお客さまから、保証契約の見直しについて検討を依頼されたときの説明態勢を整備する必要もある。これらのことを整備するには相応の時間が必要なので、本ガイドラインの施行日については金融機関の事務処理の期間も考慮のうえ決定していただきたい。また、何よりも税務上の問題が解決することが重要である。ガイドラインだけが先に出て、後から税務上の問題は解決できないとなると実務上大変であり、お客さまにも迷惑がかかるので、十分にご配慮いただきたい。

【法人連帯保証の信用情報登録の取扱い】

○法人連帯保証の信用情報登録の取扱いについて事務局から考え方を説明し、信用情報機関に検討を依頼した。

以 上